

第1章

環境基本計画の中間見直しについて

1-1 茅ヶ崎市が目指すべき環境の将来像

以下に示す状態を本市が目指すべき環境の将来像として掲げます。

私たちが目指すべき将来の茅ヶ崎市では、まちづくりから市民生活、事業活動に至るまで、あらゆる場面で環境への配慮が根底に据えられています。

美しい海、河川、丘陵部の樹林地、農地、市街地のみどり、文化遺産等が、生活の基盤となる貴重な財産として認識され、そのさまざまな機能を発揮しつつ、適切に保全・維持管理されています。市内では、自然と調和した美しい景観が保たれており、そうした環境の中で多様な生きものが健全な状態で生息・生育しています。

市民や事業者は、資源やエネルギーを無駄使いせず有効利用するよう心がけ、環境負荷*を低減した循環型・脱炭素型の生活や事業活動を実践しています。気候変動に適応した取り組みが進み、気候変動による影響を回避・軽減できるまちになっています。

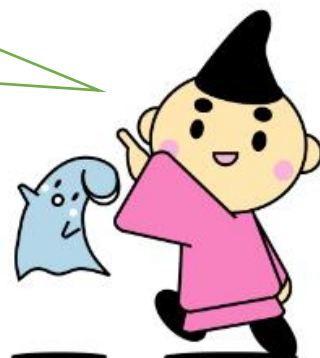
また、本市の豊かな環境と、環境に配慮した暮らし方、環境について学び、行動する姿勢は、茅ヶ崎の魅力・個性として市内のみならず市外の人にも積極的に活用され、地域の活力源として育まれています。

本計画に掲げられた環境負荷の低減や生物多様性*の保全の取り組みは、さまざまな主体の連携のもと進められています。また、効果的な推進体制の整備と人材育成・意識啓発によって確実に進められ、効果を上げています。

そして、こうした取り組みは市域を超えた発信によって、『持続可能な社会』の実現に貢献しています。

残りの5年は、これまで以上に市民や事業者の皆さまと市が力を合わせて取り組みを進めることが大切ですよ！

一人ひとりの行動や、地域に根ざした取り組みで、将来像の実現をぐっと近づけましょう



『持続可能な社会』の実現に貢献



1-2 茅ヶ崎市環境基本計画*とは



環境基本計画について

茅ヶ崎市のより良い生活環境を創造し、持続可能な社会の実現を目指すために制定された「茅ヶ崎市環境基本条例」の基本理念の実現に向けた取り組みを具体化するために策定されるものです。

地球温暖化*対策の推進に関する法律*に基づく「茅ヶ崎市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と気候変動適応法*に基づく「地域気候変動適応計画」に相当する計画でもあります。

*本計画の具体的な取り組み内容については、財政の見通しと整合を図って策定される茅ヶ崎市総合計画*及び実施計画との整合を図ることを前提とし、両計画における事業の優先度に基づき実施事業の範囲を改めて判断していきます。

計画の期間

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間の計画です。中間見直し後の計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間です。

計画の範囲

身近な地域レベルの環境問題から気候変動などの地球規模の環境問題までを総合的に捉え、5つの分野に構成しました。対象地域は茅ヶ崎市全域ですが、広域的な取り組みが必要なものは、国、県、周辺市町などと協力しながら課題解決に取り組みます。

◆5つの対象分野◆



計画の推進主体

本計画の推進主体は、市民、事業者、市の三者です。公平な役割分担の下に各々がその役割に応じ、環境に配慮した行動を実践します。

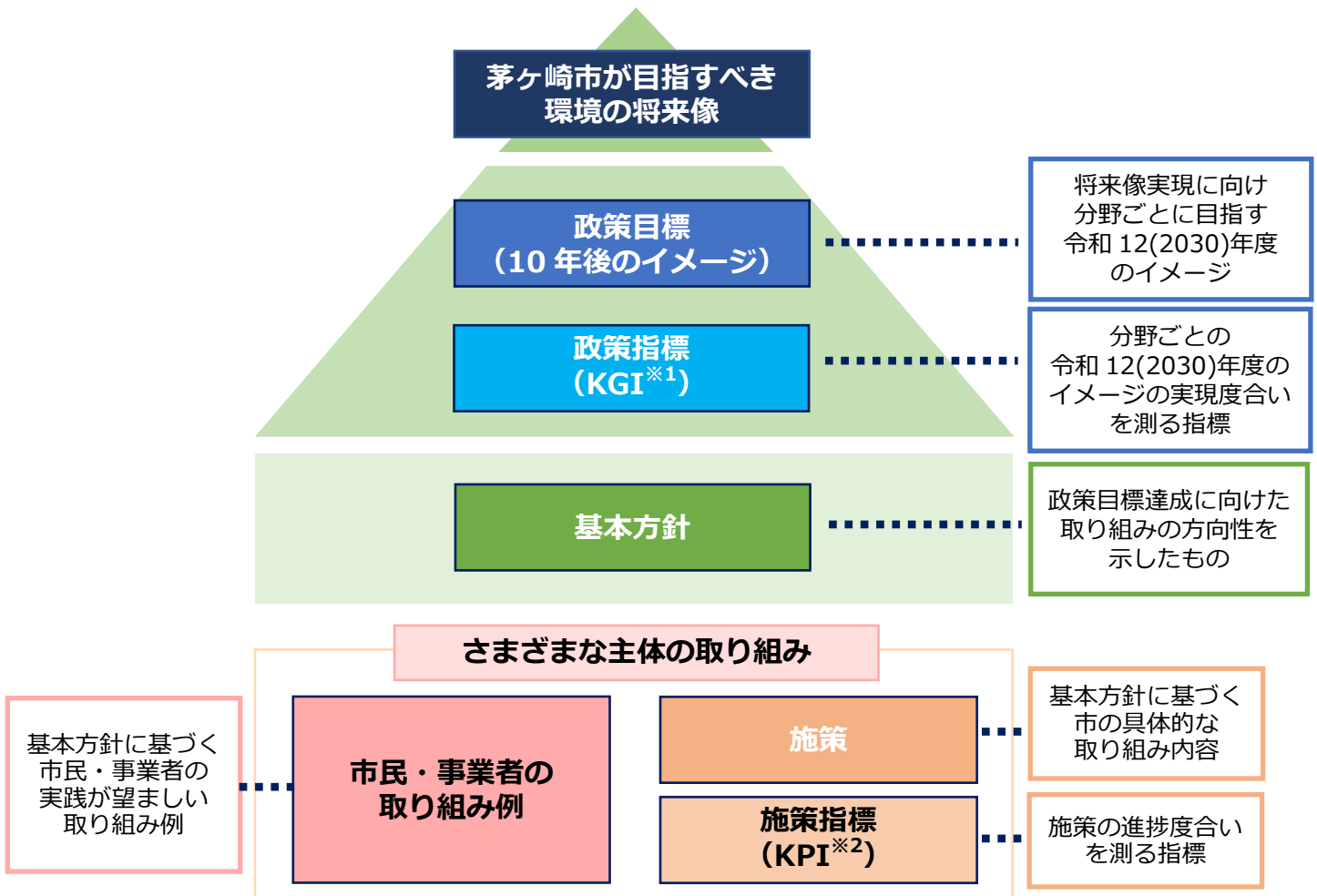
市民	事業者	市
<ul style="list-style-type: none">• 自らが取り組みの主体であることを自覚し、取り組みを推進するための活動に参画します。• 日常生活の中での環境配慮に積極的に取り組むとともに、市や事業者との連携・協力による環境施策の推進に主体的に参加・協力します。	<ul style="list-style-type: none">• 事業活動を行うにあたり、地域社会との調和を図るよう努めます。• 事業活動の中での環境配慮に積極的に取り組むとともに、事業活動そのものを環境負荷低減型へと移行していくよう取り組みます。• 市民や市との連携・協力による環境施策の推進に主体的に参加・協力します。	<ul style="list-style-type: none">• 環境配慮に積極的に取り組むとともに、本計画に示す施策の確実な推進及び計画の進行管理を行います。• 市民や事業者との連携・協力による環境施策の推進に必要な仕組みづくり等の基盤整備を行います。

1-3 将来像を達成するための目標・取り組み・指標等の考え方

本市が目指すべき環境の将来像の実現に向けて、本計画が目指す令和12(2030)年度の茅ヶ崎市のイメージを5つの分野ごとに描きました。これらのイメージを「目指すべき環境の将来像」を実現するための「政策目標」と位置付けます。目標とする将来イメージの実現の度合いを測るため、各政策目標には、達成指標となる「政策指標」を設定しました。

さらに、政策目標の達成に向け、10の「基本方針」を定め、市民・事業者・市の役割に応じた具体的な取り組み内容を示しました。市の取り組みについては、「施策」と施策の進捗度合いを測る「施策指標」を設定しています。

◆将来像を達成するための目標・取り組み・指標等の考え方◆



※1 政策指標(KGI):Key Goal Indicator 最終目標が達成されているかを計測するための指標

※2 施策指標(KPI):Key Performance Indicator 最終目標を達成するための過程を計測する中間指標

1-4 計画体系

目指すべき環境の将来像を実現するための計画体系は、次のとおりです。

政策目標：令和12(2030)年度のイメージ

1 自然と人が共生するまち【ネイチャーポジティブ*の実現】



生物多様性に対する市民の意識の高まりとともに、北部丘陵、海岸、農地、市街地の樹林などの多様なみどりに対する市民や事業者による保全の機運も高まり、地域住民による保全活動、維持管理活動が広がりを見せています。

絶滅に瀕している生きものの生息域・生育環境が保全され、多様な生きものが生息・生育できる環境に還元しつつあります。

住宅地の緑化が進むなど、みどりが豊かに感じられるとともに、みどりや水と気軽にふれあえる機会や場も広がり、暮らしの中で自然の豊かさを実感できるまちになっています。

2 良好な生活環境が保全されているまち【住み続けたい住環境の維持】



水や大気、土壌環境については環境基準*を維持し、継続的に改善が図られています。

騒音や振動などに悩まされる市民が減っています。

ポイ捨てや不法投棄*が減り、良好な生活環境が維持されています。

緑地をはじめ住宅地からも雨水が浸透され、地下水が涵養(かんよう)されています。

人々が愛着を感じるみどり、眺望等の景観資源が維持されています。

3 資源を大切に作る循環型のまち【サーキュラーエコノミー*への転換】



必要な時に必要な量だけ商品を購入する、捨てる前に必要としている人に譲るなど、環境に配慮した消費行動が定着しています。

家庭では水切り等の徹底や食品ロス*を減らす取り組み等が広がり、家庭から出される燃やせるごみが減っています。

使い捨てのプラスチック等の使用が抑制され、紙類等資源物の分別も徹底されており、市民1人が1日当たりに排出するごみの量が少ないまちになっています。

資源物が循環利用され、サーキュラーエコノミーへの転換が進んでいます。

4 気候変動に対応できるまち【2050年カーボンニュートラル*を目指す】



家庭や事業所においては、無駄を排除し、無理なく続けられる省エネ行動の定着に加えて、省エネ型の機器や次世代自動車*の導入が進むなど、省エネが当たり前となり、温室効果ガス*の排出が抑制されたまちになっています。

太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの活用など、気候変動を緩和する取り組みが図られています。

気候変動リスクに適応する取り組みも進められ、市民の防災意識が高まるとともに、豪雨などによる自然災害への対策や熱中症を予防する取り組みが浸透したまちになっています。

5 環境に配慮した行動を実践するまち【皆が行動できるパートナーシップ形成】



市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践する機会が身近にあるまちになっています。

家庭や学校、職場など様々な場面で、省エネ行動やごみ減量の取り組みを行うことが、市民や事業者に定着しています。

多様な自然と歴史・文化にあふれた茅ヶ崎を、より豊かにして次世代へ引き継ぐため、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たしつつ、互いの特性を生かして連携・協力して、様々な環境保全活動に取り組む、環境にやさしいまちになっています。

すべての取り組みにより関連するSDGsとウェルビーイング*の実現を目指す



基本方針(関連する分野)/施策	拡充・実施強化、新規掲載 【拡充・実施強化:◆ 新規掲載:○】
<p>(1) 生物多様性の保全</p> <p>①重要度の高い自然環境の保全 ②生きものの生息・生育環境の保全 ③生物多様性の保全に向けた理解の促進</p>	<p>◆外来種*に関する情報発信や拡散防止の推進 ◆生物多様性やみどりに関する講座や観察会の実施</p>
<p>(2) みどりの保全</p> <p>④公園・緑地の整備・維持管理、緑化の推進 ⑤河川・水辺、海岸の保全、整備 ⑥農地、森林の保全</p>	<p>○担い手等への農地集積 ○市有地にある森林環境の保全・維持管理</p>
<p>(3) 良好な生活環境の保全</p> <p>⑦公害防止対策の推進 ⑧健全な水循環の維持 ⑨地域での生活環境の保全</p>	<p>○広域連携も含めた公害対策体制の強化</p>
<p>(4) 快適な生活環境の形成</p> <p>⑩まちの美化の推進 ⑪良好な景観形成の推進</p>	<p>◆持続的な地域清掃・ボランティア清掃の推進 ○落書き対策・対応</p>
<p>(5) ごみの発生抑制*・再使用*・再生利用*の推進</p> <p>⑫4R*の推進 ⑬ごみの排出抑制と受益者負担の適正化</p>	<p>○プラスチック製品の分別収集 ◆事業系ごみの排出状況の把握と適正指導</p>
<p>(6) 資源循環型まちづくりを目指した ごみ処理システムの構築</p> <p>⑭適正な収集・運搬の実施 ⑮適正な処理・処分の実施</p>	<p>◆関係機関との連携等も含めた不法投棄の監視 ○新たな循環型システム構築、事業者との連携による資源循環 ○戸別収集導入の検討</p>
<p>(7) 気候変動緩和策*の推進</p> <p>⑯ライフスタイル・ビジネススタイルの脱炭素化促進 ⑰再生可能エネルギーの積極的導入・活用促進 ⑱まちの脱炭素化促進 ⑲吸収源対策の推進</p>	<p>○脱炭素経営・GX(グリーン転換)*の普及啓発 ○公共施設の省エネ診断の受診に伴う運用改善 ○公共施設への再エネや蓄電池、電気自動車等の導入 ○ZEB*・ZEH*普及制度の検討 ○ブルーカーボン*となる藻場に関する調査・情報発信 等</p>
<p>(8) 気候変動適応策*の推進</p> <p>⑳自然災害対策の推進 ㉑健康被害対策の推進</p>	<p>○自然災害等に備えた災害連携協定の締結 ◆世代やライフスタイルに応じた熱中症予防に関する周知・啓発 ○炎天下かけこみスポット(クーリングシェルター)*の周知徹底 等</p>
<p>(9) 環境教育*・環境学習の充実</p> <p>㉒学校における環境教育の充実 ㉓地域における環境学習機会の拡充 ㉔庁内の環境意識の向上</p>	<p>○学校の取り組みに対する支援</p>
<p>(10) 環境活動の促進</p> <p>㉕環境に配慮した活動への支援 ㉖環境に関する情報の発信 ㉗パートナーシップの強化</p>	<p>○継続的な活動につながる情報提供や支援 ◆新たな情報発信手段を活用した利用者ニーズに即した情報発信 ○多様な主体との交流 ○市民団体や事業者等との連携機会の拡充 等</p>

1-5 環境を取り巻く社会情勢の変化

計画前期(令和3(2021)年度~令和7(2025)年度)の環境を取り巻く社会情勢の変化を、「世界」「国」「神奈川県」の視点から整理しました。

環境全般

生物多様性

世界の動向

- 持続可能な開発目標(SDGs)
平成 27(2015)年9月「国連持続可能な開発サミット」にて掲げられた「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことで、
令和 12(2030)年までのSDGsのターゲットのうち進捗が順調なものは約 15%、半分近くは不十分、約 30%は停滞・後退しており、令和 5(2023)年 9 月に採択された「SDG サミット政治宣言 2023」において、SDGs 達成に向けて取り組みを加速化していくことを各国首脳等の間で確認されました。

- 昆明・モンリオール生物多様性枠組
令和 4(2022)年12月に採択された愛知目標の後継となる新たな生物多様性の世界目標です。2050年ビジョン「自然と共生する世界」、2030年ミッション「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる(ネイチャーポジティブ)ための緊急の行動をとる」などが掲げられています。2030年ターゲット(世界目標)には、陸と海の30%以上を保護地域とOECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)で保全・管理する「30by30目標」も含まれています。

国の動向

- 第六次環境基本計画
令和 6(2024)年5月に閣議決定された計画で、最上位の目的に環境保全とそれを通じた「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現が掲げられています。
環境収容力を守り環境の質を向上させることで、経済社会の成長・発展を可能にする持続可能な社会「循環共生型社会」(環境・生命文明社会)の構築を目指し、その基盤として自然資本(環境)の維持・回復・充実や、無形資産である環境価値の活用による経済全体の高付加価値化等が示されています。

- 生物多様性国家戦略
令和 5(2023)年3月に世界目標の達成に向けて「生物多様性国家戦略*2023-2030」が策定され、2050年ビジョン「自然と共生する社会」、2030年に向けた目標に「ネイチャーポジティブの実現」が掲げられました。また、令和 7(2025)年4月に企業や自治体等による地域の生物多様性の増進(生物多様性の維持・回復・創出)活動を促進する「生物多様性増進活動促進法」が施行され、自然共生サイトや増進活動認定制度などが創設されました。

神奈川県の動向

- 神奈川県環境基本計画
県の環境施策全体を総合的・計画的に推進する計画です。令和6(2024)年度から令和 12(2030)年度を計画期間とする現行の環境基本計画では、「次世代につなぐ、いのち輝く環境づくり」を基本目標に掲げ、気候変動への対応、自然環境の保全、循環型社会*の形成、大気・水環境の保全と環境リスク低減の4つの施策分野とそれらを横断的に支える環境教育・普及啓発の取り組みを組み合わせ、各施策分野の個別計画と整合を図りながら推進していくものとしています。

- かながわ生物多様性計画2024-2030
生物多様性基本法*に基づく地域戦略として策定され、「神奈川県環境基本計画」の自然環境分野の個別計画として位置付けられます。ネイチャーポジティブに向けて、令和6(2024)年3月に全面改定されました。「地域の特性に応じた生物多様性の保全」と「生物多様性の理解と保全行動の促進」の2つの目標を掲げ、エリアに即した取組、広域的な取組、行動の促進の取組を進めるものとなっています。

資源循環

●プラスチック汚染対策条約の議論

令和元(2019)年6月の「G20 大阪サミット」にて令和 32(2050)年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されています。

令和 4(2022)年 2、3 月の「第 5 回国連環境総会再開セッション(UNEA5.2)」において、プラスチック汚染に関する条約について議論する政府間交渉委員会(INC)の立ち上げ決議が採択されました。条約の策定に係る作業が進められており、合意に向けた協議が続けられています。

●第五次循環型社会形成推進基本計画

令和 6(2024)年8月に閣議決定された循環経済への移行に向けた国家戦略です。ネット・ゼロやネイチャーポジティブの実現とも両立する形で循環経済への移行を加速し、地域経済の活性化や産業に必要な資源の安定供給につなげるなどが示されています。

●プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

令和 4(2022)年 4 月に施行され、市区町村によるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化の仕組みが整備されました。

●神奈川県循環型社会づくり計画

「廃棄物ゼロ社会」の実現に向けて県民、事業者、行政が連携して循環型社会形成への取り組みを進めるための行動計画で、令和 6(2024)年3月に全面改定されました。

有限な資源を有効活用し、将来世代に快適な生活環境と良好な地球環境を引き継ぐ「廃棄物ゼロ社会」の実現を基本理念に掲げ、「資源循環の推進」、「適正処理の推進」及び「災害廃棄物対策」を 3 つの施策の柱として設定し、安全安心な適正処理を前提に、資源循環の推進に取り組むものとしています。

気候変動

●グラスゴー気候合意

令和 3(2021)年 11 月、気温上昇を産業革命前に比べて 1.5 度以内に抑えること、世界の二酸化炭素の排出量を今世紀半ば頃には実質ゼロにすること等が合意されました。

●グローバルストックテイク(GST)

令和 5(2023)年 12 月に世界全体の気候変動対策の進捗評価(GST)が実施され、2025年までに温室効果ガス排出をピークアウト、2030年までに 43%、2035年までに 60%削減、再エネ発電容量 3 倍、省エネ改善率 2 倍等が合意されています。

●地球温暖化対策計画*

国は、令和 2(2020)年 10 月に「2050 年カーボンニュートラルの実現」を宣言し、令和 3(2021)年 5 月に地球温暖化対策の推進に関する法律を改正、同年 10 月には「2030 年度に温室効果ガスの 46%削減(2013 年度比)」を目標とする「地球温暖化対策計画」が策定されました。

グローバルストックテイク(GST)を踏まえて令和 7(2025)年 2 月に計画が見直しされ、新たに 2035 年度に 60%削減、2040 年度に 73%削減の目標が明示されています。

●神奈川県地球温暖化対策計画

「神奈川県環境基本計画」の気候変動分野の個別計画として位置付けられ、令和 6(2024)年 3 月に全面改定されました。中期目標として令和 12(2030)年度温室効果ガス排出量 50%削減(2013 年度比)、令和 12(2030)年度までに太陽光発電*の 200 万 kW 以上導入等を掲げ、県庁の温室効果ガス削減目標として令和 12(2030)年度に 70%削減(2013 年度比)を掲げています。

計画改定に伴い、県民・事業者に向けた補助金や支援策が大幅に拡充されています。

1-6 中間見直しのポイント

社会情勢の変化と中間評価などを踏まえた中間見直しのポイントを以下に整理しました。

指標の見直し

政策目標と各施策の進捗管理を行うための政策指標、施策指標について、効果的に評価を実施できるような項目の見直しを行いました。なお、現時点で期末目標を達成した指標は、目標値の引き上げを行っており、加えて個別計画や国との整合を図るために一部目標値を修正しました。

2050年脱炭素シナリオと令和12(2030)年度削減目標の見直し

令和6(2024)年3月に策定した「茅ヶ崎市2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素シナリオ」を踏まえて、令和12(2030)年度の温室効果ガス削減目標を国と整合する46%以上に引き上げるとともに、目標達成に向けた対策の強化を行いました。

分野横断的な取り組みの明確化

環境政策は、気候変動対策、資源循環、自然共生、行動変容など様々な分野の取り組みが横断的に関連し、その効果を発揮するため、各分野の政策目標と関連する分野がわかるよう明示しました。

市民・事業者の皆さまに伝わりやすい計画へ

環境基本計画の推進主体は、市民・事業者の皆さまと市の三者です。市の取り組みに加え、市民、事業者の皆さまの行動の目安となるよう、主体別の取り組み例を計画に盛り込みました。また、市民・事業者の皆さまの視点で必要な情報が伝わりやすいよう、計画の構成の見直しを行いました。

ウェルビーイングの実現

環境の質が「ウェルビーイング／高い生活の質」と「新たな成長」の実現につながることから、環境の質の向上＝生活の質の向上を実現するウェルビーイングの視点を盛り込みました。

ネイチャーポジティブ・サーキュラーエコノミー移行の視点

令和12(2030)年度の政策目標に、豊かな茅ヶ崎市の自然環境を、自然資本として守り活かし、回復させるネイチャーポジティブの視点と、ストック(既存の資源)を有効活用するサーキュラーエコノミーへの移行の視点を盛り込みました。